

令和 7 年度「建築物の防火避難規定の解説 2025」アフターフォロー質問と回答

(令和 7 年 11 月 17 日時点)

No	頁	質問	回答
1	14	令第 109 条の 8 により、令和 6 年国交告示第 227 号の適用を受ける外壁に対しても本取扱いを適用できるか。	令和 6 年国交告示第 227 号などの規定により、外壁の屋外側の仕上げを不燃材料とすることが求められる場合においては、仕上げとなる部分を不燃材料とする必要があり、例示仕様の耐火構造であっても外壁の表面に木材等の可燃材料を張ることはできない。
2	124	児童福祉施設等（老人ディサービス：通所）と児童福祉施設等（老人ホーム：入所）の併用施設の場合、異種用途区画は必要か。	同じ「児童福祉施設等」という類型に該当する用途であっても、用途の異なる併用施設は、原則として異種用途ごとに相互に区画することが必要であるが、以下の要件に該当する場合には区画を不要とすることができる。 イ．管理者が同一であること又は別の管理者であっても施設の運営上一体的に管理されていることが認められるものであること。 ロ．内部で接続され、機能的に密接な関係にあるものであること。